



「ガソリン」は「危険物」です！

屋台等の露店において、ガソリン等の危険物を取り扱う場合には、
次の内容に十分注意してください。

ガソリンの取り扱いには、周囲の状況に十分注意して行う。

ガソリンの携行缶は、火気の近くや、高温の場所を避けて保管する。

携行缶の注油口を開けるときは、事前に圧力調整弁を操作し、携行缶の内圧を調整した後に開ける。（圧力調整を怠るとガソリンが噴出することがあります。）

発電機等への燃料補給は、発電機等を停止させてから行う。

ガソリンを取り扱う場合は、「消火器」をあらかじめ準備する。

ガソリン携行缶

注油口



圧力調整弁

ガソリンの取り扱いについて

ガソリンは、火を近づければすぐに燃焼する危険なものです。

ガソリンは、蒸気となって空気中に広がりやすく、静電気などのわずかな火花でも、場合によっては爆発的な燃焼を引き起こします。

ガソリンを保管、運搬する際には、必ず金属製の携行缶を使用してください。（灯油用のポリタンクやペットボトルなどは絶対に使用しないでください。）

一般の方が取り扱うことのできるガソリンの数量には限度があります。携行缶1缶（20リットル）を目安としてください。